

鴨川市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市規則第9号

鴨川市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

鴨川市国民健康保険条例施行規則（平成17年鴨川市規則第87号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「令和5年3月31日」を「令和5年5月7日までに新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に対して傷病手当金の支給を始める日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。